

役員報酬規程

役員等報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人愛光会（以下「当法人」という。）定款第 8 条及び第 22 条の規定に基づき、役員及び評議員並びに顧問（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第 2 条 当法人の役員等の報酬は、支給しないものとする。

2 役員等の報酬額は、次の報酬支給基準表による。

役職名	評議員	理事	監事	顧問
報酬額	0円	0円	0円	0円

(費用弁償)

第 3 条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け、次の法人業務を行った場合、「費用弁償に関する規程」に基づき費用を弁償する。

(1) 理事会又は評議員会に出席した場合

(2) 監事が、監査を実施した場合

2 交通費は、「費用弁償に関する規程」及び「旅費規程」に基づき、その実費相当額を支払うことができる。

(制定・改廃)

第 4 条 この規程の制定、改廃は評議員会の決議をもって行う。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。